

5 ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設届出状況（平成31年3月31日現在）

ア 大気基準適用施設

特定施設番号	特定施設の種類	施設数						
		南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	計
1	焼結鉍用焼結炉	0	0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0	0	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	0	0	18	0	2	0	20
5	廃棄物焼却炉	21	18	22	13	12	4	90
合 計		21	18	40	13	14	4	110
届出工場・事業場数		12	14	19	11	9	3	68

イ 水質基準適用施設適用施設

特定施設番号	特定施設の種類	施設数						
		南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	計
1	クラフトパルプ等製造施設のうち塩素系漂白施設	0	0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0
3	硫酸カリウム製造施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）施設の廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタム製造施設	0	0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設	0	0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設	0	0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設	0	0	0	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造施設	0	0	0	0	0	0	0
12	アルミニウム合金製造施設から発生するガス処理施設	0	0	6	0	0	0	6
13	亜鉛回収施設	0	0	0	0	0	0	0
14	使用済担体付触媒からの金属回収施設	0	0	0	0	0	0	0
15	廃棄物焼却炉から発生するガスの処理施設および生ずる灰の貯留施設	7	1	1	6	0	0	15
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	0	0	0	0	0	0	0
17	フロン類の破壊施設	0	0	0	0	0	0	0
18	下水道終末処理施設	1	0	0	1	0	0	2
19	特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0	0	0	0	0	0
合 計		8	1	7	7	0	0	23
届出工場・事業場数		4	1	4	3	0	0	12

(2) ダイオキシン類対策特別措置法自主測定届出状況 (平成31年3月31日時点)

ア 大気基準適用施設の排出ガスの自主測定実施状況

特定施設の種類	届出施設数 (H30.4.1時点)	報告状況内訳 ()内は新設分			
		報告	未報告	休止等	廃止
アルミニウム合金製造施設	20	20	0	0	0
廃棄物焼却炉	92	62(1)	3	24	4
合計	112	82(1)	3	24	4

注1)「休止等」は、平30年度の全期間にわたり休止していた施設および使用開始前の施設の数。

注2)「廃止」は、平成30年度中に測定が行われず廃止された施設の数。

注3)届出施設数は、平成30年4月1日以降届出(新設)の施設の自主測定報告が含まれるため、報告状況内訳の合計と一致しない。

イ 排出ガス自主測定結果

特定施設の種類	新設・既設の別	報告数	自主測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
アルミニウム合金製造施設	既設	16	0.00013~0.44	0	5	
	新設	15	0.00013~0.72	0	1	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	既設	-	-	-	1
		新設	4	0.0000003~0.00027	0	0.1
	4t/h未満 2t/h以上	既設	25	0.00000057~1.5	0	5
		新設	12	0~0.037	0	1
	2t/h未満 200kg/h以上	既設	16	0.0012~2.6	0	10
		新設	18	0~0.087	0	5
	200kg/h未満	既設	16	0.0042~2.4	0	10
		新設	6	0.041~1.8	0	5
合計		128	-	0	-	

注1)特定施設の種類の欄中の「既設」はダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成12年1月15日までに設置された施設、「新設」は平成12年1月15日以降に設置された施設。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可施設については、「既設」は平成9年12月1日までに設置された施設、「新設」は平成9年12月1日以降に設置された施設

注2)延べ報告数(1施設において複数回分の結果報告を受けた場合、報告数分カウントする)のため、表アの内訳の報告数とは一致しない。

ウ 廃棄物焼却炉に係るばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

種別	報告数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 超過施設数	処理基準 (ng-TEQ/g)
ばいじん	71	0~1.6	0	3
燃え殻	57	0~0.11	0	3

注1)複数回測定施設、排出口が複数の焼却炉で共用となっている施設、ばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があることから表ウの報告数が表アの施設数とは一致しない。

(参考) 排出ガス行政検査結果(平成30年度)

		新設・既設 の別	測定数	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 超過施設数	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4t/h以上	既設	0	-	0	1
		新設	1	0.0000062	0	0.1
	4t/h未満 2t/h以上	既設	4	0.0082~0.23	0	5
		新設	2	0.0000011~0.0074	0	1
	2t/h未満 200kg/h以上	既設	5	0.0078~2.2	0	10
		新設	2	0.0000035~0.019	0	5
	200kg/h未満	既設	3	0.029~0.063	0	10
		新設	2	1.8~27	1	5
産業系施設		既設	0	-	0	5
		新設	0	-	0	1
合 計			19	-	1	-

※表中の新設・既設の別の「新設」は平成12年1月15日以降に設置された施設、「既設」とはそれ以前に設置された施設。
ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可施設については、「新設」は平成9年12月1日以降に設置された施設、
「既設」は平成9年12月1日までに設置された施設。

エ 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

特定施設の種類の種類	届出 事業場数 (H30.4.1時点)	報告状況内訳				
		報告	未報告	休止等	廃止	対象外
アルミニウム合金製造 施設から発生するガス 処理施設	3	1	0	0	0	2
廃棄物焼却炉から発生 するガスの処理施設お よび生ずる灰の貯留施 設	6	1	0	0	0	5
廃PCB等又はPCB処理 物の分解 施設及び PCB汚染物又はPCB処 理物の洗浄施設及び 分離施設	1	0	0	0	0	1
下水道終末処理施設	2	2	0	0	0	0
合計	12	4	0	0	0	8

注1)「休止等」は、平成30年度の全期間にわたり休止していた施設を有する事業場の数および使用開始前の施設を有する事業場の数。

注2)「廃止」は、平成30年度中に測定が行われず廃止された施設を有する事業場の数。

注3)「対象外」は、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域に排水がないため、自主測定の必要のない事業場の数。

注4)1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の欄にのみ記入。

オ 排水水自主測定結果

特定施設の種類	報告 事業場数	自主測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準超過 事業場数 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
アルミニウム合金製造 施設から発生するガス 処理施設	1	0	0	10
廃棄物焼却炉から発生 するガスの処理施設お よび生ずる灰の貯留施 設	1	0	0	10
下水道終末処理施設	2	0.00044~0.00063	0	10
合計	4	-	0	-

注1) エ 水質基準適用事業場の自主測定実施状況の注4を参照。